

身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を拒むものです。いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援・看護の実施に努めます。

2. 身体拘束に該当する行為

- ① 徘徊しないように、車いす、いす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

3. 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害等を理解した上で身体拘束を行わない支援・看護を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性
利用者本人または他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4. 身体拘束の適正化に向けた体制

(1)「身体的拘束等適正化検討委員会」の設置

事業所では、身体拘束の廃止に向けて「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置します。

① 設置目的

身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を防止するための対策を検討するとともに、身体拘束の

適正化を図ることを目的とする。

けての現状把握及び改善についての検討

② 「身体的拘束等適正化検討委員会」の構成員

委員長:管理者

委 員:事業所の看護師

※必要に応じて医師、法人職員の助言を仰ぎます。また、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合があります。

③ 開催頻度

年 2 回以上、必要に応じて随時開催します。

④ 委員会の内容

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への研修

5. 身体拘束適正化に向けての基本方針

- ① 利用者が主体的に行動し、尊厳ある生活が送れるように支援する。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿った支援・看護を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全の確保を理由として、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げない。

6. 身体拘束適正化のための職員研修

支援・看護に関わる職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について研修を行います。

- ① 定期的な研修(年 2 回以上)の実施
- ② その他必要な教育・研修の実施

7. 苦情解決方法(身体拘束・虐待について)

- ① 重要事項説明書に記載された苦情に対する窓口にて対応します。
- ② 身体拘束・虐待に関する内容が報告された場合、身体的拘束適正化委員会の議題として対応します。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則 本指針は2025年 4月 1 日より施行する

以上